

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者であったと認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第3種被保険者と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から36年8月1日まで

私は、中学校卒業直後の昭和29年4月1日に、A株式会社B事業所に習技生として入社し、同社の方針に沿って、入社後3年間は坑外で実技・学科を履修し、その後2年間は採炭夫として坑内勤務をした。習技生を卒業してからも正社員として引き続き坑内で勤務していた。35年9月ごろ、作業中に怪我をしまい、約半年間入院をし、その後半年間ほどは授産所にて訓練をしていた。仕事に戻れるようになった36年8月、同社から坑外勤務をするよう言われた。

今回の申立て前に、社会保険事務所において、昭和32年4月1日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録が第3種被保険者に訂正されたが、申立期間についても、第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B事業所の元総務部長及び複数の同僚が、申立内容のとおり、習技生は、入社後3年間は坑外で実技・学科を履修し、その後2年間は坑内勤務であったと供述している上、前述の複数の同僚は、「申立期間においては、申立人は坑内員であった。」と供述していることから、申立人は、申立期間において、勤務形態に変更は無く、坑内員として同社に勤務していたことが認められる。

また、前述のA株式会社B事業所の元総務部長は、「申立期間当時の当社における給与計算等の事務処理方法からすると、申立期間に係る申立人の給

与から坑内員（第3種被保険者）としての厚生年金保険料を控除していなかったとは考え難い。」と供述している。

さらに、社会保険事務所側の事務処理において、次のとおり、不合理な点が認められる。

- i) 申立人及び申立人と同期入社と同僚13人について、社会保険事務所が管理するA株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和29年5月から32年4月までの記録がある被保険者名簿（以下、「更新前被保険者名簿」という。）では、32年4月1日に被保険者種別の変更（第1種被保険者から第3種被保険者へ）及び標準報酬等級の変更（第1級から第9級へ）が行われた記録が確認できる。しかし、更新前被保険者名簿を更新した新たな被保険者名簿（以下、「更新被保険者名簿」という。）には、更新前被保険者名簿から転記されるべき前述の被保険者種別の変更等の記録は転記されておらず、31年10月の定時決定による被保険者記録（第1種被保険者、標準報酬等級第1級）が転記されたことが確認できる。
- ii) 前述の更新前被保険者名簿及び更新被保険者名簿によれば、被保険者種別の変更が行われた被保険者については、備考欄に被保険者種別の変更に係る記載が確認できるが、申立人及び申立人と同期入社と同僚13人については、更新前被保険者名簿及び更新被保険者名簿においても、第3種被保険者から第1種被保険者への被保険者種別の変更に係る記載は無い。
- iii) 社会保険庁のオンライン記録では、申立人と同期入社と同僚13人について、更新前被保険者名簿における昭和32年4月1日の被保険者種別の変更等の記録は反映されていないところ、申立人についてのみ、申立内容のとおり、本件の申立ての前、社会保険事務所において更新前被保険者名簿により確認できたとして、申立期間直前の同年4月1日から同年10月1日までの期間について、平成20年11月27日に第1種被保険者から第3種被保険者に記録を訂正されているが、昭和32年10月1日までの期間を第3種被保険者期間とした明確な根拠は認められなかった。

加えて、社会保険事務所が管理しているA株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和36年8月1日の標準報酬月額が直前の記録より大幅に減額されており、この時期は、申立人が業務上の負傷を起因とする休業から復職し、坑外勤務になったと主張する時期と一致する。

なお、前述のように、更新前被保険者名簿、更新被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、被保険者種別に係る記録等が正しく転記又は反映されていないなど、社会保険事務所側の事務処理に不合理な点が認められることについて、同事務所から合理的な説明は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判

断すると、申立人の申立期間に係る被保険者種別については、第3種被保険者であったと認められる。

福島厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月16日から同年2月1日まで

私の厚生年金保険の記録を見ると、A株式会社B事業所の資格喪失日が昭和55年1月16日、同社C事業所の資格取得日が同年2月1日となっており、この間が空白になっている。同社C事業所には研修のために異動したものであり、同社B事業所での勤務は同年1月31日までであったことから、記録訂正の申立てを行うものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主から提出された在職証明書により、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和55年2月1日にA株式会社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年12月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年3月1日から同年8月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係るA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和28年2月1日から同年4月1日までの期間及び29年5月15日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を28年2月1日に、同社D営業所における資格取得日に係る記録を29年5月15日にそれぞれ訂正し、28年2月及び同年3月の標準報酬月額を8,000円、29年5月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和28年2月1日から同年4月1日までの期間及び29年5月15日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月1日から同年8月1日まで
② 昭和28年2月1日から同年4月1日まで
③ 昭和29年5月15日から同年6月1日まで

私は昭和26年2月24日にA社に入社し、57年3月末まで継続して勤務していた。

申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険の資格取得日が昭和26年8月1日となっているが、A社から渡された厚生年金保険被保険者証の資格取得日は同年3月1日となっている。

また、申立期間②及び③については、転勤時期に当たり、誤って未加入期間が生じたものと思う。

申立期間①から③までについて、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された申立人に係る社員身上台帳により、申立人は、昭和26年2月24日に入社し、同年3月1日に本採用となり、退職する57年3月末まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和26年3月1日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を保有している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和26年3月1日又は同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む17人は、資格取得後、資格取得日が同年8月1日にそれぞれ訂正されているところ、社会保険庁のオンライン記録では、申立人と同様、資格取得日が同年8月1日に訂正されている者と訂正されていない者がみられ、前述の被保険者名簿とオンライン記録において、資格取得日に係る記録に齟齬がみられることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年3月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和26年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②及び③については、A社から提出された申立人に係る社員身上台帳により、申立人が同社C支店及び同社D営業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②については、社員身上台帳では、申立人のA社B支店から同社C支店への異動発令日は昭和28年1月25日となっているのに対し、社会保険事務所の記録では、同社B支店における資格喪失日は同年2月1日となっていることから、実際の異動日を資格喪失日として届け出たものと推認され、異動先である同社C支店における資格取得日を同年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間③については、社員身上台帳では、申立人のA社E支店から同社D営業所への異動発令日は29年5月1日となっているのに対し、社会保険事務所の記録では、同社E支店における資格喪失日は同年5月15日となっていることから、実際の異動日を資格喪失日として届け出たものと推認され、異動先である同社D営業所における資格取得日を同年5月15日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和28年4月の社会保険事

務所の記録から、8,000 円、申立期間③の標準報酬月額については、29 年 6 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③において、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る社員身上台帳のとおり資格取得の届出を社会保険事務所に行い、申立期間②及び③の保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間②及び③について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。